

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の 平成20年度の業務実績の評価結果

平成21年8月17日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成20年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月に発足した研究所である。今年度の研究所の業務実績の評価は、発足にあわせ厚生労働大臣が定めた中期目標（平成18年度～22年度）の第3年度目における達成度について行うものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成20年度業務実績全般の評価

平成20年度は、2つの研究所の統合から3年度目となり、統合メリットをより一層発揮するために、清瀬地区の産業安全研究所と登戸地区の産業医学総合研究所の2研究所体制から、安全研究、健康研究、環境研究の3研究領域制に移行し、柔軟な組織体制を確立している。平成19年度に統一された清瀬地区と登戸地区の研究評価基準に基づく内部及び外部評価とその結果を踏まえた研究計画の見直しや研究予算の配分等が適切に機能しているほか、研究職員の採用についても、学際的な研究を推進する観点から安全、衛生及び環境3領域の管理職が同時に面接し、専門分野の能力はもとより、研究者としての将来的な発展性についても見極めた上で採否を決定している。

また、研究所は、労働者の安全及び健康の確保に資する調査研究や労働災害の原因の調査といった公平性・中立性の求められる重要な業務を担っており、調査研究については、行政のニーズ、社会的ニーズの把握に積極的に務め、研究成果が、労働安全衛生法関係法令、通達、ISO、JIS等の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制定・改訂等に貢献しており、研究所の限られた人的資源を考慮すると、大きな成果を上げているものと評価できる。

論文発表数は、目標を大幅に上回るとともに、学会等における受賞件数が大幅に増加する等、論文の質についても高い水準が確保されており、中

期計画を大幅に上回るものとして高く評価できる。論文等の研究成果の普及についても、機関誌「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」の全文を含め、社会的関心の高い情報、事業場で必要とするデータベースをホームページに掲載しており、その結果、ホームページへのアクセス数が倍増する等、中期計画を大幅に上回るものとして高く評価できる。

労働災害の原因調査等については、例年通り高いレベルで実施され、労働基準監督署および警察署から高い評価を受けている。特に、爆発・火災災害に関する高度な科学的知見を活かし、東京都内で発生した温泉施設の爆発といった、労働災害以外の分野であっても、社会的に影響の大きな災害に係る警察署からの鑑定にも応じている点等は評価できる。

さらに、労働災害調査等の迅速化や質の改善を積極的に推進していること、災害に関する情報を広く共有することにより再発防止を図るとする行政施策を支援するために新たに死傷病報告の分析等を実施したこと等も中期計画を上回るものとして評価できる。

これらを踏まえると、平成20年度の業務実績については、研究成果が国の基準等に反映されたこと、労働安全衛生に関する研究成果が国際学術誌やインターネットを経由して普及されたこと、行政からの労働災害の原因調査等の依頼に着実に対応したこと等、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

清瀬地区の産業安全研究所と登戸地区の産業医学総合研究所の2研究所体制から、安全研究、健康研究、環境研究の3研究領域制に移行し、柔軟な組織体制を確立している。

また、平成19年度に統一された清瀬地区、登戸地区の研究の評価基準に基づく内部及び外部評価とその結果を踏まえた研究計画の見直しや研究

予算の配分等が適切に機能しており評価できる。

その他、新たにプロジェクト研究発表会を開催し、成果等の普及や労働現場のニーズ把握に努め、また、研究管理システムについて見直し、充実を図り、研究の進捗状況のモニタリング、業績評価等に基づき適切な研究管理・業務運営に努めており、中期計画を上回るものと評価できる。

経費削減については、競争的資金、受託研究、そのほかの自己収入を増加させるとともに、業務経費は目標△5%に対して△16.7%となり中期計画の数値目標を前倒しで達成しているが、一般管理費については目標△15%に対して△6%にとどまっている。一般管理費の今後の削減計画については大部分を修繕費の繰延で対応するとしているが、これは必ずしも根本的な経費削減とはいえないため、その他の費用すべてについても見直しが必要である。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

① 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

労働安全衛生重点研究推進協議会において、労働現場のニーズを踏まえ産業安全研究分野において研究機関が今後優先的に取り組むべき課題を重点4研究領域・24優先課題（案）として取りまとめている。加えて、シンポジウムの主催、研究交流会、業界団体との意見交換会、学会参加等、独立行政法人の特性を活用した多様な方法による労働現場ニーズの把握と業務への反映に努めており評価できる。

また、厚生労働省との意見・情報交換会、行政支援研究を実施し、行政ニーズの把握と業務への反映にも成果を上げており評価できる。

② プロジェクト研究、基盤的研究について

平成19年度から開始した政府長期戦略指針・イノベーション25に基づく5研究課題に加え、平成20年度からWHOのGlobal Occupational Health Network (GOHNET) 研究に基づく研究課題の研究を開始する等、社会的要請の変化に機動的かつ柔軟に対応している。また、プロジェクト研究等の成果は労働安全衛生法関係法令の改正、通達の発出等、行政施策の基礎となる科学的知見として活用されている。

る。また、ナノ粒子のリスク評価、石綿の職業ばく露、統一的危険・有害性評価体系の構築等、労働現場のニーズを踏まえたレベルの高い研究が行われていることも評価できる。

しかしながら、GOHNET研究の一部については、外部評価において問題点を指摘されているものがあることから、改善が望まれる。その他、プロジェクト研究の成果の評価に当たっては、関連論文のインパクトファクター（他の研究者や雑誌等による引用数）を考慮に加えることが望まれる。

基盤的研究については、その一部をプロジェクト研究の萌芽的研究として実施し、若手研究者の育成に努めているほか、競争的資金による研究へと移行するなど研究の進展が見られ、また、研究管理として内部評価委員会が機能しているなど評価できる。

なお、基盤的研究の位置づけを、長期的な視点に立った研究としているが、その長期的視点の内容と個別課題の関連を外部から見えるように工夫することが望まれる。

③ 学際的な研究の推進について

3研究領域制への移行により、労働安全と労働衛生の両知見を活用した研究を実施する等、学際的な研究推進体制が構築されている。

また、労働安全と労働衛生の両知見を活用し、小規模事業場における安全衛生リスク評価法や、統一的危険・有害性評価体系の構築等といった、産業安全と労働衛生の両分野の統合効果が具体的な研究テーマとして結実し始めたことは評価できる。

④ 研究項目の重点化について

プロジェクト研究への重点化を図るため、基盤的研究の課題数について中期計画を上回る削減を達成している。

なお、今後、基盤的研究の削減によってプロジェクト研究に研究リソースを集中化したことによる重点化の具体的な成果について、見守って行く必要がある。

⑤ 研究の評価の実施について

清瀬地区、登戸地区共通の評価基準に基づき、全研究課題の事前、中間および事後の内部評価を行うとともに、プロジェクト研究、イノベー

ション25研究及びGOHNET研究については、外部評価委員による事前、中間および事後評価を行っている。これにより、他の研究機関が行う研究との重複の排除や研究の進行管理、更には、人事、表彰、研究予算配分等の研究管理・業務運営にも反映しており評価できる。

しかしながら、外部評価の結果、「行政的・社会的貢献度」の評点が低い課題も見受けられたことから、このことに対する改善が望まれる。

⑥ 成果の積極的な普及活用について

調査、研究で得られた科学的知見については、労働安全衛生法関係法令の改正、通達等の制定・改正、ISOやJIS等の国内外の基準制定に活用されており、行政ミッション型研究所としての役割を果たす好事例であり評価できる。

論文発表数については、目標を大幅に上回り、また、学会賞の受賞件数も増加する等、論文の質も高い水準が確保されている。原著論文数が増加したことは、研究機関として重要なことであり高く評価できる。

研究成果の普及については、機関誌「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」の全文をはじめ、社会的関心の高い情報、事業場で必要とするデータベースをホームページに掲載しており、その結果、ホームページへのアクセス数が倍増する等、中期計画を大幅に上回るものとして高く評価できる。

⑦ 労働災害の原因の調査等の実施について

労働災害の原因調査等については、非常に労力を要する業務であり、件数的には昨年同様であるが、国民への貢献度において高いものがある。特に、原因の解明が困難な調査、鑑定等について、科学的根拠に基づき原因の特定を行い、労働基準監督署及び警察署から高い評価を受けたことは評価できる。

また、死傷病報告の全体の分析は個々の労働災害の調査分析と両輪をなす重要なものであり、これに取組めたことも評価できる。

⑧ 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進について

我が国における今後の労働安全衛生研究の指針となる安全衛生重点研究領域・優先研究課題の策定を行っているほか、年6回発行した国際学術誌「Industrial Health」において投稿論文数もかなり増加する(投

稿論文数前年度比39%増、欧米からの投稿が25%以上)など顕著な成果を上げており高く評価できる。

また、7大学との連携大学院協定に基づく活動や非常勤講師の派遣等、大学との連携強化、若手研究者の受入、労働安全衛生機関への協力・支援に努めていることは評価できる。

その他、ナノマテリアル・石綿等、これらの物質による生体影響と予防対策に関する緊急性の高い分野において、世界的な研究拠点である大学・研究機関と新たに2件の研究協力協定を締結し、国際共同研究を推進している。さらに、研究員の派遣、受入数は、中期目標の数値目標である20人を大幅に越えて49人の実績をつくり、共同研究の実施状況も増加し、全研究課題に占める割合は39%と目標の15%を大幅に越えており、労働安全衛生分野における中心的機関として、同分野における研究を振興し若手研究者等の育成を図る観点から評価できる。

(3) 財務内容の改善等について

① 運営費交付金以外の収入の確保について

運営費交付金以外の収入の確保については、競争的研究資金、受託研究費等の獲得に努め、いずれも前年度より増額させている。また、研究施設の有償貸与、著作権等による自己収入も大きく増額させており評価できる。

② 予算、収支計画及び資金計画について

経費節減の努力の効果は現れており、業務経費は目標△5%に対して△16.7%となり中期計画の数値目標を前倒しで達成している。しかしながら、一般管理費については目標△15%に対して△6%にとどまっている。一般管理費の今後の削減計画については大部分を修繕費の繰越で対応することとしているが、これは必ずしも根本的な経費削減とはいえないため、その他の費用すべてについても見直しが必要である。

③ 人事に関する計画について

研究職員の採用に当たっては、公募による選考を適切に実施している。

また、昇任、昇格等の人事管理を評価基準に基づき、公平、適正に行

い、人件費総額の節減、給与水準の適正化に努めている。

なお、人件費の削減については、目標△5%に対して△2.25%の削減率にとどまっている。中期目標期間の残り2年間の削減計画が具体的に策定されている（平成22年度末までに定年退職12名、任期付職員で補充等）ことから、これらを確実に達成していくことが必要である。

（４）その他業務運営に関する措置について

研究所は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合することとされており、統合による研究のシナジー効果を上げるための方策について検討を行うなど、これに向けた準備作業にも意欲的に取り組んでおり評価できる。

（５）「独立行政法人整理合理化計画」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）等への対応について

① 財務状況について

運営費交付金については、93.4%執行されており、特に問題ない。

当期利益は14.3百万円を計上しているが、主たる利益の要因である政府受託収入等については人件費の適正な配賦を行ったならば利益は生じないと推定されることから目的積立金の申請を行わないとしている。しかしながら、受託研究収入の額が増加傾向にあることから、每期適正に配賦計算を行い、目的積立金申請にふさわしい利益が出ていないことについて明確に確認すべきである。

なお、研究所においては、繰越欠損金は発生していない。

② 保有資産の管理・運用等について

研究所は、前身である産業安全研究所及び産業医学総合研究所が平成13年に独立行政法人化した際に国等から事業に必要な資産だけを承継して事業を開始しており、現時点では不要な保有資産はないものと判断する。

③ 人件費管理について

事務職のラスパイレス指数が平成19年度は100を大きく超えていたのに対し、平成20年度では95.1と低減されている。研究職の平成20年度については92.2となっており、これも適切に管理されているものと評価する。

今後とも、国民の理解が得られる適正な給与水準の維持に努めることが望まれる。

④ 契約について

契約全体の中で随意契約の占める割合（件数10.3%、金額13.2%）や一般競争入札の中の1者入札割合（件数53.9%、金額60.0%）は平成19年度に比べて改善している。しかし、依然として1者入札の割合が高いことについては更なる改善の努力を継続するとしているが、具体的な方策の提示が望まれる。

⑤ 内部統制について

利益相反審査・管理委員会規定を整備したほか、動物実験において厳正な研究倫理審査を行う等、公正で的確な業務の推進を目指した多面的な活動が行われている。

また、研究所のホームページに不正通報窓口を配置し、研究所外部からの通報をメールで受け付けられるようにしており、概ね中期目標に沿った実績を上げているものと評価する。

⑥ 中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組について

研究所は、独立行政法人労働者健康福祉機構との統合（平成22年度末までに措置予定）が予定されており、現在、共同研究の推進や管理業務の統合等、組織・業務の見直しの検討を進めている。

⑦ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

業務の効果的・効率的推進を図るとともに、人件費や業務経費等のコスト管理を推進するため、研究所の運営会議において分析・評価され、必要な措置を講じている。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事の行った財務諸表の検討点及び業務運営上の検討点について説明を受け、これら検討点も踏まえて（個別評価事項）について評価を行っ

ている。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、研究所の評価の際に国民の意見を反映させるため、研究所の平成20年度業務実績報告書について、平成21年7月8日から8月7日までの間、パブリックコメントを実施しているが、研究所あての国民からの意見は提出されなかった。このため、研究所の評価に当たっては、研究所からの提出資料、ヒアリング結果等を基に実施した。